

令和 7 年度大津市一般会計・特別会計決算及び基金運用

状況並びに公営企業会計決算審査意見書概要 説明原稿

それでは、令和 7 年度大津市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書の概要につきましてご説明いたします。

概要版の 2 ページをお願いします。

審査の対象は、第 1 に記載のとおり、一般会計及び 9 つの特別会計と、基金の運用状況として、土地開発基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金が審査の対象です。

第 2 の審査の期間は、記載のとおりです。

次に、第 3 の審査の結果です。

1. 各会計決算書及びその附属書類は、重要な点において関係法令に適合し、かつ、正確であると認められました。

予算の執行状況等についてはおおむね適正かつ効率的に執行されていると認められましたが、一部、後述のとおり努力、検討等を要する事項が見受けられました。 今後の執行に当たっては、第 4 で記述

した意見に十分ご留意いただきたいと思います。

２．定額の資金を運用している土地開発基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況報告書は、重要な点において正確であり、基金の運用は適正かつ効率的に行われていると認められました。

以上が、一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況に対する審査の結果です。

続きまして、第４の意見ですが、６項目の意見を記載していますので、各意見を記載しているページをご説明します。

１点目として、７ページの(２)の財政指標等の状況をお願いします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は全会計において実質赤字が発生せず、将来負担比率は将来負担額よりもそれらに充当できる財源等が上回ったためそれぞれ算定されず、全公営企業において資金不足が発生しなかったことから資金不足比率についても算定されませんでした。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各比率において、国の示す早期健全化基準の範囲を超えるものではありませんが、財政の弾力性を判断する経常収支比率は依然高く、今後とも財政の硬直化傾向には注意が必要と考えられ、ご注意いただきたいと思います。

2点目として、2の特別会計決算の状況についてをお願いします。

特別会計の各事業については、今後とも効率的・効果的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたいと思います。特に、産業用地開発事業特別会計について8ページに記載しています。

同会計については、本市の経済成長において重要な課題である産業用地開発事業に対応するため、滋賀県が実施する県と市町の連携による産業用地開発事業に応募し、令和7年1月に候補地として湖西台地区が選定されたことから、令和7年度に開発事業に関する経理を行うための特別会計として新設されたもので、また、県においては当該候補地に関する基本計画の策定、測量調査に取り組まれました。

また、今後も県市が連携して進める当該開発事業の実施にあたり、令和8年度より本市から県に職員1名を派遣されており、令和14年度に分譲・企業誘致に向けた事業展開には、大いに期待を寄せるものです。企業誘致は、新たな雇用の創出や人口の流入、また税収の増加が見込めることで地域経済の活性化につながることから、当該開発事業は、本市の持続可能な発展の基盤となる重要な施策であり、企業誘致を成功させるためには、当該候補地の立地の特性や優位性のPRをはじめ、企業のニーズに合致した優遇策の提示など、市場ニーズ

を的確に捉え、ターゲットとなる企業分野へ積極的にアプローチしていくことが求められます。

新たな企業の進出は、物流や通勤・通学の利便性向上を図るための交通アクセスの改善、企業用の工業用水や電力供給網等のインフラ整備、教育環境の整備などにも影響するものであることから、これら生活基盤の大きな変化に対応するため、産業観光部と都市計画部との連携はもとより、部局横断的に市が一体となり企業誘致に取り組まれないとしています。

次に、3の収入未済額等について、9ページをお願いします。

本市では、債権処理対策強化の取組について、大津市債権管理連絡会議を設置して、市税とともに、強制徴収公債権である国民健康保険料などの高額・困難案件を一元化した債権回収を実施するなど、全庁的な取組を進められてきました。

また、預貯金取引照会システムの活用による調査期間の短縮など、DX化を推進することで収入率の向上に取り組まれており、新たにAIを活用した滞納処分の取組についても検討されているところです。

さらには、クレジットカードによる収納、スマートフォン決済、地方税統一QRコード対応など、キャッシュレス化の推進を図ること

により、納税者の利便性の向上にも努められています。

様々な対策により、未収金の回収に努められているところではありますが、市税や国民健康保険料等の未収金の収納対策は、本市の安定的な財源確保と財政の健全化、市民負担の公平性の確保の観点からも極めて重要な課題であることから、引き続き未収金管理の適正化と収入率の向上に努めていただきたいとしています。

次に、4の市政運営についての意見要望では、3点記載しています。

(1)の公共施設マネジメントの推進に向けてをお願いします。

令和6年11月より、市民センター、保育園、幼稚園及び小・中学校を対象として導入された大津市公共施設包括管理業務については、令和7年度から対象業務を19業務に拡大されています。

このような中、令和7年度に執行した定期監査において、小・中学校管理業務における防災設備の点検結果で指摘のあった不備箇所について、一部に必要な修繕が行われていないことを確認し、現在、施設所管所属によって順次不備箇所の修繕が進められているところです。

本市が保有する公共施設は、市民の生活を支え、都市機能を維持・向上させる上で不可欠な社会基盤ですが、今後、多くの施設において

更新時期を迎える一方で、本市の人口動態は、2025 年国勢調査速報値において 2,019 人の減少に転じるなど、公共施設を巡る課題は複雑かつ多様化しており、多くの施設を現状のまま維持することは、これまで以上に困難となっています。

このため、本市では大津市公共施設総合管理計画を策定されており、施設分類ごとの改修に関する対応方針の決定や施設所管部署を対象とした研修会の開催などに取り組まれています。また、個別具体的な施設についても、建物の老朽化への対応に加えて、施設の目的に沿った業務運用面での改善も踏まえた在り方検討を進められているところです。

施設の維持管理に関する将来世代への過度な負担を軽減し、持続可能な行政サービスを提供していくためには、公共施設全体を総合的かつ計画的に管理する公共施設マネジメントをより一層推進することが重要であり、個別施設ごとの在り方検討とともに、全施設の在り方検討についても丁寧な、かつ着実に進めていただきたいとしています。

(2)の組織の再編についてをお願いします。

令和 7 年度当初の機構改革においては、子どもに関する施策の充実、待機児童対策、小中学生の不登校への対応や児童生徒の学びの環

境の整備など、本市が直面する重要かつ多面的な行政課題に対し、的確かつ迅速に対応するための体制整備が図られました。

とりわけ、市長部局の福祉部と健康保険部を対象とした健康福祉部と子ども未来部への大規模な再編は、子ども関連施策の縦割りを解消し、保健・医療・福祉分野が一体的に施策を推進する上で、大局的な視点に立った再編であり、併せて本庁舎内に点在していた子ども関連の部署を集約され、施策の充実による市民サービスの向上を図られたことは評価できるものです。

組織の再編は、市民サービスの向上と効果的・効率的な行政運営という成果に繋がって初めてその意義を持つものですが、大規模な再編の直後は、一時的な事務処理の遅滞や誤処理が生じやすく、市民にとっての相談窓口も分かりにくくなるなど、市民サービスの低下に繋がるリスクも一定懸念されるものです。

このため、再編から1年が経過した時点における検証はもとより、今後においても常に市民の声を傾聴し、市民サービスの低下を招いていないかなどの検証に努めることが求められます。

また、組織が統合されても職員の意識が縦割りであると効果も十分に発揮されないことから、特に新設された部署においては、組織の壁を新たに作ることなく、相互に有機的な連携を図る必要があります。

す。

母子保健から児童福祉へのシームレスな移行や、不登校対策における教育委員会との連携など、部局横断的な連絡調整機能を十分に発揮して業務プロセスの再構築を進めることで、市民が再編の効果をより実感できるように努めていただくようお願いするものです。

最後に、5の今後に向けてをお願いします。

本市の財政状況は、堅調な市税収入等を背景に、着実な事業推進と将来を見据えた基金への積立が両立されており、概ね安定的かつ健全な状態を維持していると評価でき、令和8年度当初予算においては、大津市総合計画第3期実行計画の2年目に当たり、同計画に掲げる重点プロジェクトを着実に推進することを基本に編成されています。

一方で、人件費や扶助費などの義務的経費の増加基調が財政構造の硬直化を高めている点や公共施設の老朽化対策、激甚化・頻発化する災害対応など財政需要が高まる点が懸念されるところです。

このような中、令和8年度を庁舎整備元年として市役所新庁舎の整備事業が本格的にスタートしたことは、本市の将来に向けた大きな転換点です。当該事業については、平成16年度に現庁舎の耐震性不足が判明して以来、諸課題に対する検討を経て進められてきたも

のではありますが、この大規模プロジェクトを完遂するためには、巨額の投資に対する確実な財源の確保が最優先かつ最大の課題となります。

このため、今後の金利動向や資材価格の推移を注視しつつ、各種基金の計画的な活用や市債管理の徹底、財源のさらなる確保に全力を挙げていただきたいと考えます。

また、本市においては全庁挙げて事務事業の見直しや事務改善に取り組まれているところではありますが、職員一人ひとりが予断を許さない財政見通しの状況にあるという当事者意識を強く持って行財政運営に努めることにより、新庁舎整備をはじめとする各種プロジェクトを確実に推進していただきたいとしています。

以上が、一般会計及び特別会計決算の審査の状況です。

続きまして、25ページの大津市公営企業会計決算審査意見です。

水道事業、下水道事業及びガス事業、それぞれの会計決算の審査を実施したところです。

第3 審査の結果及び意見、1の審査の結果についてですが、各事業会計の決算書類及び決算附属書類は、いずれも重要な点において関係法令に適合し、かつ、正確に作成されていることを確認しました。また、予算の執行状況はその目的に沿って総じて適正に執行されて

おり、経営成績及び財政状態についてもおおむね適正に表示しているものと認められました。

次に2の審査の意見としては、企業局においては、人口減少・高齢化が進行する中、持続可能な経営を継続するため、お客様第一主義を基本に安全で安定した供給と水処理、経営の効率化、お客様サービスの向上を三本柱とし、生活に密着した質の高い水道、ガスの供給及び豊かな生活環境と自然環境を守るための下水道による水処理に努められています。

当年度は、令和6年度に改定した令和7年度から令和18年度までの中長期経営計画に基づき、水道事業、下水道事業及びガス事業の施設整備等の事業推進が図られました。

経営指標を見ると、経営の健全性を示す経常収支比率は、水道事業は給水収益の減少及び事業費用の増加により前年度に比べ2.0ポイント減の106.9%、下水道事業は主に営業費用の増加により1.5ポイント減の118.6%、ガス事業は営業費用の増加により2.1ポイント減の104.3%となり、3事業ともに前年度に比べ減少しましたが、健全経営の水準とされる100%は上回っています。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、水道事業は前年度に比べ2.3ポイント減の99.7%となり、ガス事業は2.4ポイント減の

105.5%となりました。下水道使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、7.4ポイント減の130.6%となり、3事業とも前年度に比べ減少しましたが、下水道事業では、必要な費用を下水道使用料で賄っている状況とされる100%を上回っています。なお、水道事業が100%を下回った要因は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免により給水収益が減少したことによるものです。

今後の人口動態、高齢化による需要予測を踏まえますと、3事業ともに使用量、処理量の大幅な増加は期待できないことから、収益の増加も難しくなってくると思われます。

一方、計画されている施設整備や管路の更新には多大な費用が必要であり、特に水道事業については、非常に厳しい見通しが予想されます。中長期経営計画に基づき、計画的な事業推進を図るとともに、毎年度、適切に進捗管理を行うなど、より一層効率的な経営管理に努めていただきたいとしています。

人材の確保については、雇用環境や労働者の意識等が変化する中、安定かつ継続した事業推進のためには、技術系職員の確保が必要不可欠です。全国的に公務に携わる技術職員の不足が言われている状況ではありますが、有効な手法を検討し、引き続き積極的な人材の確保と技術の継承に努めていただくようお願いするものです。

また、全国各地で老朽下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故、同様に水道管についても漏水事故が相次いでおり、これらの事故が発生すると、住民生活にも多大な影響を長期にわたって及ぼすこととなることから、計画的な老朽管の更新が急務となっています。

本市においても引き続き、水道、下水道及びガスの管路や施設の適切な維持管理とともに、老朽管路の更新及び耐震化について、更なる強化に取り組まれたいとしています。

以上が、令和7年度大津市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書の概要説明となります。